



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 日 本 海 洋 掘 削 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 田 稔  
(コード番号：1606 東証第一部)  
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 担 当 室 長 谷 内 正 彦  
(TEL. 03-5847-5862)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 9 日の取締役会において、下記のとおり定款を一部変更することについて、平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供

インターネットの普及を考慮して、法令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるようにするものがあります。(変更案第14条)

##### (2) 取締役任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応するとともに、取締役の経営責任をより明確にし、コーポレート・ガバナンスをさらに充実させるため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、毎年の定時株主総会で全取締役が改選されるように改めるものであります。(変更案第21条)

##### (3) 取締役会の招集権者および議長の変更

コーポレート・ガバナンス体制充実の一環として、取締役会の招集権者および議長の第一順位を現行の取締役社長から取締役会長に変更するものであります。(変更案第23条)

##### (4) 補欠監査役の予選の効力

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるための補欠監査役に関する規定を新設するとともに、補欠監査役の予選の効力を監査役の任期とあわせるべく4年とするものであります。(変更案第34条)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (現行どおり)	第1条～第13条 (現行どおり)
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに

<p>第14条～第19条（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第21条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第32条（現行どおり）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;"><u>従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第20条（現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第33条（現行どおり）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができない。</u></p>
--	---

第34条～第49条（現行どおり）	第35条～第50条（現行どおり）
------------------	------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月20日

定款変更の効力発生日 平成25年6月20日

以上